

○水道使用水量の認定及び減免等の取扱いに関する要綱

平成10年3月23日

水道事業管理規程第3号

改正 平成13年3月26日水管規程第7号

平成26年3月7日水管規程第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津坂下町水道事業給水条例（平成9年会津坂下町条例第40号。以下「条例」という。）第25条及び第31条の規定に基づき、使用水量の認定及び水道料金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用水量の認定の範囲)

第2条 条例第25条に定める使用水量の認定事由の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) メーターに異常があったときとは、遅緩不進行、指針脱落、ガラス破損等によりメーター指針が読み取りできない場合をいう。

(2) 使用水量が不明のときとは、次に掲げる場合をいう。

ア 盛土、水没、障害物及び冬期間の積雪によりメーターの点検ができない場合

イ 前号及び本号アに掲げる場合以外で使用水量が確定できないものについては、町長が必要と認めた場合

(水量の調整)

第3条 前条第2号の事由により認定した場合において、認定すべき事由が解消し、かつ、検針水量と認定水量を比較して認定水量が多い場合については、次回以降の使用水量を調整できるものとする。

(料金の減免)

第4条 水道使用者が管理する給水装置の異状により、当該使用者から会津坂下町水道事業給水条例施行規程（平成10年会津坂下町水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）第23条第3号に基づき、減免申請書

(施行規程様式第14号)が提出されたときは、漏水があったと認められたときの使用水量を認定する月の前1か年の月平均使用水量(基本水量に満たない場合は、基本水量とする。)の12月分(12月に満たない場合は全水量とする。)を限度として使用水量を認定し、料金の算出については前1か年の月平均使用水量による1か月分の使用料金の12月分とする。ただし、使用者が給水装置の管理について、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

- (1) 使用者が、故意に給水装置を損傷した場合
- (2) 使用者が、漏水の事実を認めながら修繕を怠った場合
- (3) 使用者の都合で修理を怠った場合
- (4) 漏水の事実を容易に確認できる場合
- (5) 布設替を勧告した老朽管については、布設替がなされる期間中
(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成10年5月分として算出する料金から適用する。

(会津坂下町水道使用水量の認定等に関する取扱要領の廃止)

- 2 会津坂下町水道使用水量の認定等に関する取扱要領(平成4年会津坂下町水道事業管理規程第4号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の適用の日前に、旧要領第2条及び第3条の規定に基づき水道使用水量減免申請書を提出し、又はその認定等が完了しないものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月26日水管規程第7号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 7 日水管規程第 7 号）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。